

1 はじめに

「食」をめぐる状況の変化に一刻も早い食育の普及が必要であるとのことから国では、平成17年食育基本法が制定され、山梨県でも平成18年12月「山梨食育推進計画」が策定されました。

近年、少子高齢化が進展する中で、単身世帯の増加や女性の活躍が推進される等、社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、「食の在り方」も変化してきています。山梨県の健康寿命は男女共に全国でトップクラスではありますが、食の多様化、簡便化が進むことで、栄養の偏りが起こり、肥満と痩身が同時に問題視される「栄養障害の二重負荷」が課題になっています。

こうした社会背景の変化を受けて、中央市では「中央市健康増進計画」の実現のためにも平成20年3月に「栄養・食育推進計画」を策定以降14年間、家庭や保育園・幼稚園、学校、地域社会、行政が多様な関係者と伴に様々な場面で食育を推進してきました。この計画は、第3次「栄養食育推進計画」が令和4年度で計画期間を終了することから、同計画の評価と課題の把握を行い、引き続き、妊娠・出産期から高齢者まで切れ目ない食育の推進と、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じた食育活動を「実践」する環境づくりを図る上で、今後5年間の指針となる第4次「栄養・食育推進計画」を策定します。

2 基本理念、基本目標

食育基本法では食育を「食とは、生きるための基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるもの」「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるもの」と位置づけています。「食」の大切さに対する意識を深め、健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てます。

住民一人ひとりが生涯にわたって、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことを目標とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年度から9年度までの5か年計画とし、健康増進計画とともに健康づくり推進協議会などにおいて評価・見直しを行っていきます。